

なんば広場使用ルール

【概要版】

なんば広場マネジメント法人 設立準備委員会

231013 版

- ・本運営ルールは、広場の活用状況に応じて、随時更新を行う予定です。
- ・企画実施者は WEB サイトにある最新の運営ルールを確認してください。
- ・**広場使用の詳細ルールは、お問い合わせ頂いた後、お知らせいたします。**

目次

1. なんば広場の目指す姿	3
(1)なんば広場のコンセプト	3
(2)なんば広場の経緯	4
(3)広場管理運営者	4
(4)広場で実施できる企画	5
2. 広場の概要	6
(1)広場の施設概要	6
(2)使用可能時間	7
3. 申込の流れ	8
(1)全体フロー	8
4. 維持管理協力金について	9
(1)維持管理協力金	9
(2)維持管理協力金の支払い方法	9
5. その他	10
参考：広場使用申請書	11

1. なんば広場の目指す姿

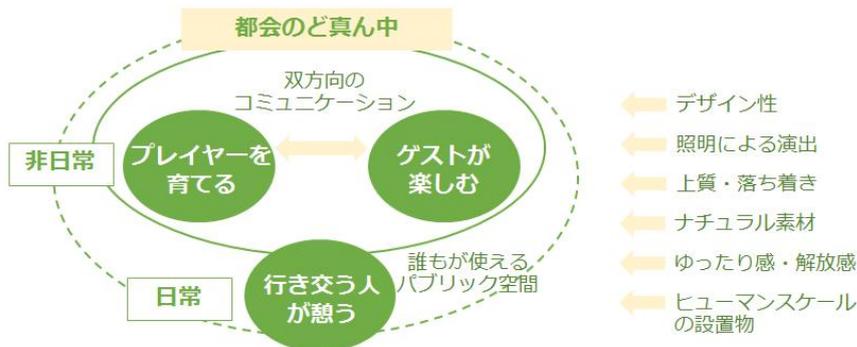
(1) なんば広場のコンセプト

なんば広場のコンセプトは「憩い、出会い、生み出す 大阪発のリアルメディア なんばの真ん中 なんばひろば」です。広場の活用を通して、広場使用希望者と共にこのコンセプトの実現を目指していきます。

[広場の活用を通して実現したいこと]

- 1：なんばエリアの既存の魅力を発信する・エリアのブランド価値向上
- 2：新しい文化・プレイヤーを創出する・応援する
- 3：広場のみでなく、エリア全体の回遊性向上・経済効果につなげる

憩い、出会い、生み出す 大阪発のリアルメディア なんばの真ん中 なんばひろば



[参考：なんばエリアビジョン(案)] ※なんば広場マネジメント準備委員会作成

なんばエリアビジョン (案)

- ・「OMOROI」があふれているまち
- ・「おもろい」まちから「OMOROI」まちへ

「OMOROI」まちとは **惹きつけられるギャップがあるまち**

都会 ⇔ 人のあたたかさ 雑多 ⇔ 上質 庶民的 ⇔ 高級
ワハハ! ⇔ フムフム
 歴史的 ⇔ 先進的 伝統 ⇔ 挑戦 ワクワク ⇔ 落ち着く

「OMOROI」 これから、世界へ発信していく

一般的なイメージ	あまり知られていないポテンシャル	これから加えていきたい魅力
吉本・お笑い・おばちゃん たこ焼き・タイガース 繁華街・盛り場 おもてなしを感じる 元気・パワーがあふれる 参考)「面白い」英語 Funny 単純に笑えて面白い・おかしい laughable 愉快なばかばかしい	歴史 界限性 多様性 新鮮さ 困っている人をすぐ助ける 商店街と路地裏の魅力 商い・賑わいを感じる まち全体がパッチワーク 歩いて楽しい 回遊が楽しい 誠実に・本音で話す exciting ドキドキ・興奮する面白い Comical 滑稽なおどけた enjoyable 楽しい・愉快的	新しい発見がある 上品さ・上質さ 多様性 挑戦を受け入れる風土 穏やかに過ごせる 登竜門 判断基準が金儲けだけでない 安全・安心 応援や支援につながるとりこみ 新しい情報が得られる Amusing ワクワクする面白い Entertaining 芸や知恵で楽しませる gratifying 満足な、心地よい、愉快的 interesting 知的な興味や関心を引く面白い

※前回までの意見整理(幹事会・テナントWSでの意見)

なんばひろば ①あまり知られていないポテンシャルを発信していく
 ②これから加えていきたい魅力を生み出す、受け入れていく **=リアルメディア**

(2)なんば広場の経緯

大阪ミナミの中心に位置する南海なんば駅前は、多くの国内外の来街者が行き来する場所ですが、歩道が狭く放置自転車が多いなんさん通り、空間の大半を車両が占める駅前広場など、時代にそぐわない現状の課題を改善するため、2008年に地元発意で空間再編の検討がはじまりました。2011年には、周辺の町会、商店街、企業等が参加し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し、まちづくり構想を策定しました。2016年には社会実験を実施し、官民で空間再編の基本方針を策定しました。

2018年には大阪市が設計費を予算化したことで官民連携が本格化し、地元では完成後の空間を民間でよりよく運営するための準備組織として「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会」を設立しました。2020年度からは、荷捌き運用などの交通形態、歩行者空間づくりによる安全性改善の検討を具体的に進め、2021年度に実施した社会実験でその検証を行いました。

検証結果を設計及び運営計画に反映し、2022年11月より交通再編に向けた工事をスタートし、2023年11月に広場が完成する予定です。

■なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 構成員（2023年6月時点）

[町会] 精華連合振興町会・難波三丁目東町会・難波三丁目西町会・難波振興町会・河原連合振興町会・難波千日前西町会・難波千日前東町会・日本橋連合振興町会・難波中振興町会・難波東振興町会
[商店街] 戎橋筋商店街振興組合・千日前道具屋筋商店街振興組合・でんでんタウン協栄会・なんさん通り商店会・なんばCITY会・難波センター街商店街振興組合・なんば南海通り商店会・なんなんタウン商店街振興組合・日本橋筋商店街振興組合・日本橋筋西通り商店会
[企業] 大阪地下街(株)・関電不動産開発(株)・(株)高島屋・東宝(株)・南海電気鉄道(株)・(株)丸井

■なんば広場マネジメント法人設立準備委員会 構成員

南海電気鉄道(株)、(株)高島屋、戎橋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、(株)丸井

(3)広場管理運営者

なんば広場では、再編後の道路空間におけるにぎわいの持続的な発展のため、行政と民間で適切に役割分担を行いながら、地域と連携したエリアマネジメント組織が担い手となる管理運営をめざし、広場のオープン後、2025大阪・関西万博に向けて当面の間、大阪市となんば広場マネジメント法人準備委員会が連携しながら広場の管理運営を行う社会実験を実施します。

社会実験期間中は、広場管理運営者が運営ルールを定め、広場利活用によるにぎわいの創出や、財源を確保し、清掃・警備など地域環境保全活動に還元する手法の構築を目指します。

【広場管理運営者】

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

(南海電気鉄道(株)、(株)高島屋、戎橋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、(株)丸井)

(4)広場で実施できる企画

・広場で実施される企画は、次のいずれかに適合する企画内容とし、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものとする。

- ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
- ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
- ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画
- ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
- ⑤地域環境保全活動に還元するための財政面で寄与する企画
- ⑥その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画

・下記の用途で広場を利用することは禁止とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体 及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- ③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。
- ④宗教的用途
- ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動
- ⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
- ⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画

2. 広場の概要

(1)広場の施設概要

■位置：大阪府大阪市中央区難波5丁目1

■面積：①広場中央区域：約2270㎡（約84m×27m）

■広場に設置されている設備

①電気、②給排水、③舞台ベンチ、④植栽ベンチ、⑤照明

※広場内にトイレはありません。

※広場内にゴミ箱はありません。企画を実施する場合は、企画実施者の責任で必ずゴミを持ち帰ってください。

■広場の法的位置づけ：道路法による道路

※なんば広場は「道路」のため、企画を実施する場合は、警察協議・道路管理者協議が必要です。

ご理解頂いた上で、広場の使用申請を行ってください。

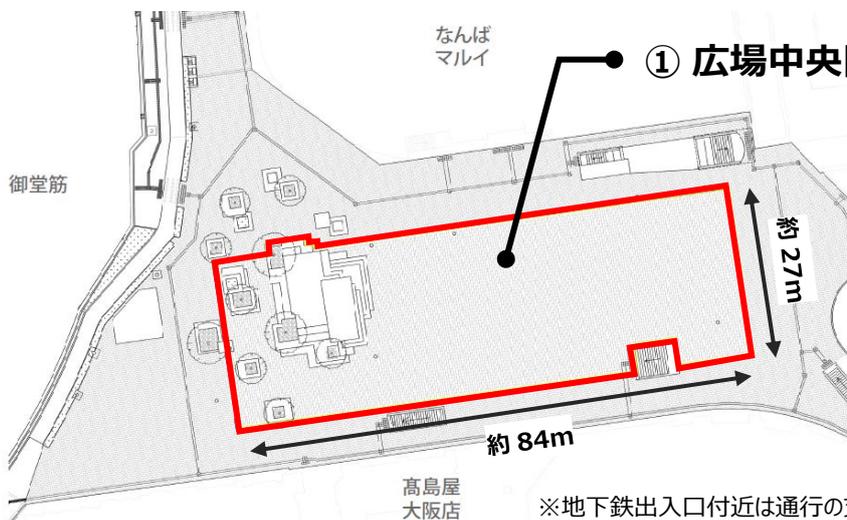
[広場位置図]



[広場イメージパース]



[広場平面概略図]



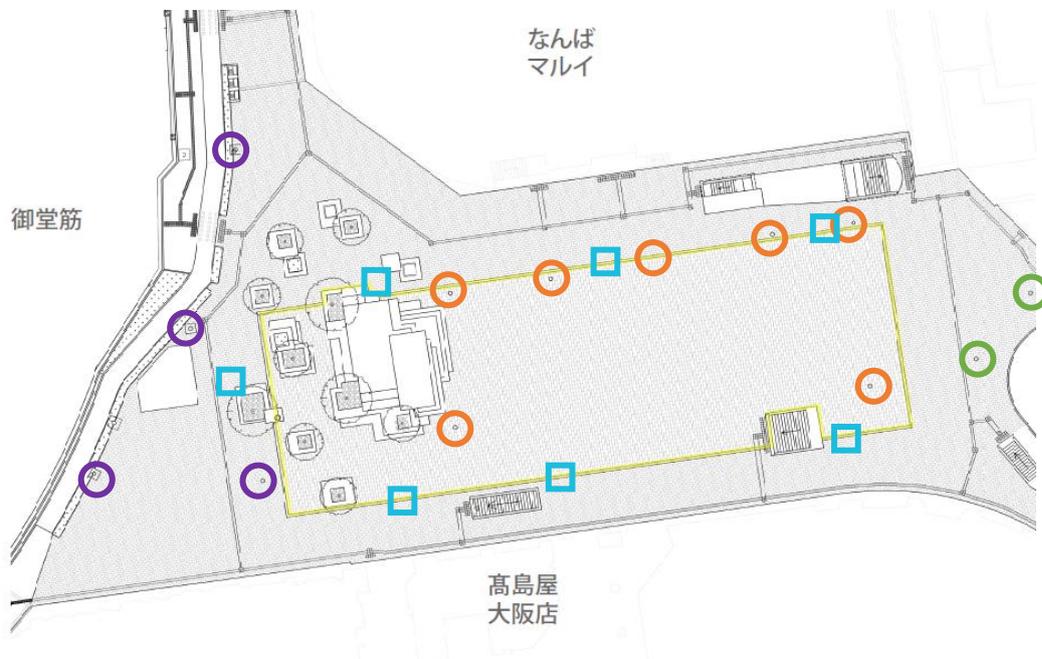
※地下鉄出入口付近は通行の支障となるため、設置物の設置等ができません。
(一定の距離をたもって利活用してください。)

(2)使用可能時間

- ・広場の使用可能時間は、原則午前 9 時～午後 9 時です。
- ・広場内での設営・撤去の作業(車両の搬出入除く)も原則、上記の時間帯で実施してください。
- ・車両による搬出入は、原則 1 時～9 時で実施してください。
 ※詳細な車両の搬出入のルールは、お問い合わせ頂いた後、ご説明します。
- ・周辺への配慮から、音出し可能時間は、原則 9 時～20 時で、長時間にわたる連続した音楽系イベントは実施できません。音量は大阪府条例で定めている 70db 以内をお願いします。

(3)使用可能設備

[電源・給水 配置図] 凡例：○ 電源位置 □ 給水(散水栓)位置



■ 電源

- ・上記配置図の○の位置にある道路照明より電源の使用が可能です。
- ・各位置の電源の容量は右表の通りです。

位置	容量
○	各 1500w
○	4 か所合計で 1500w
○	2 か所合計で 1500w

■ 給水

- ・給水はありますが、排水はありませんので、企画実施中に出た汚水や飲み残り等の液体などは専用タンク等でお持ち帰りください。広場内または周辺施設のトイレ等で汚水など(飲料類や氷も含む)を流すことは禁止します。

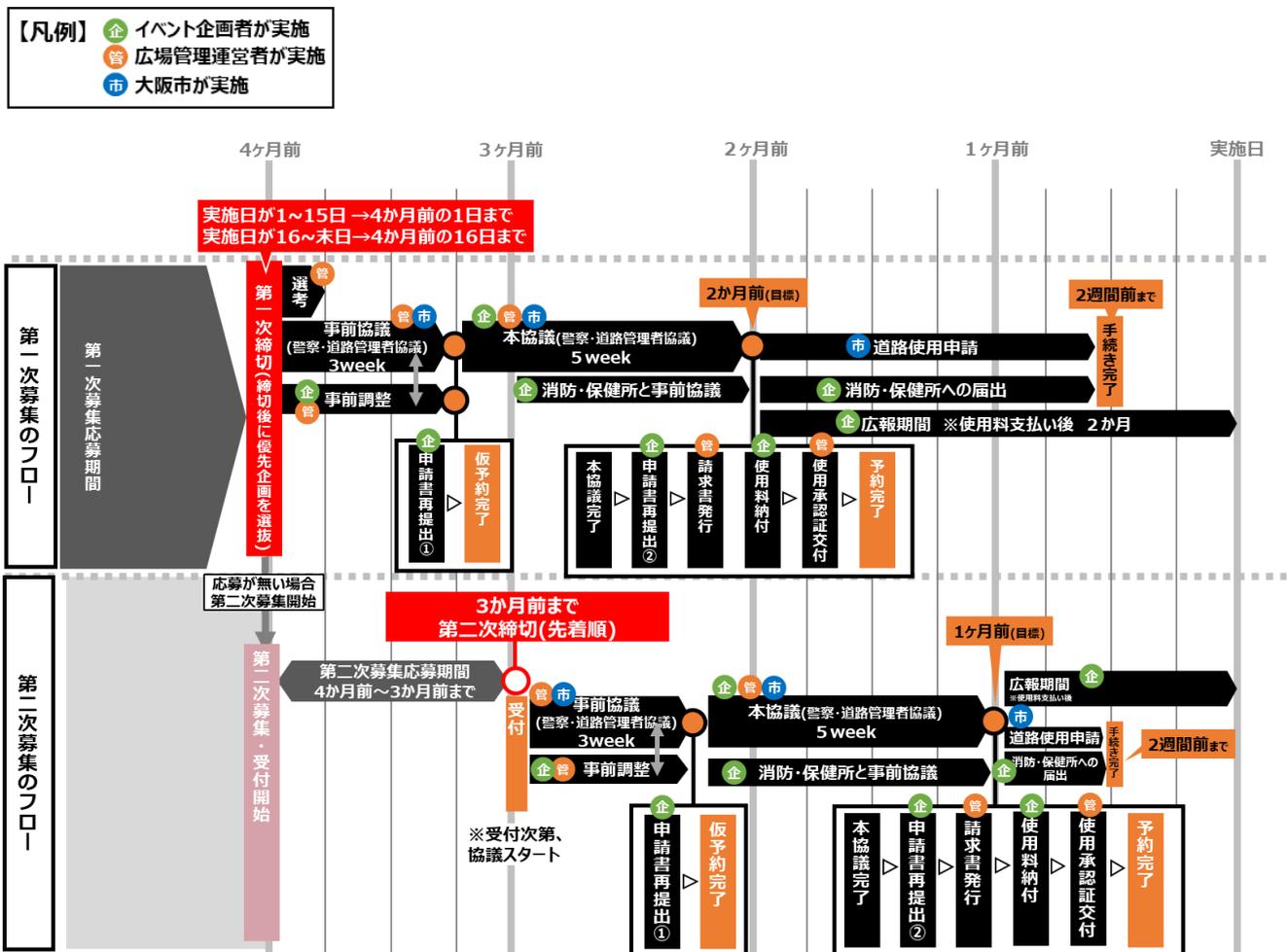
3. 申込の流れ

(1)全体フロー

- ・広場の使用に当たっては、必要な申請書類等を作成し、提出の上、広場管理運営者及び関係機関との協議・調整を行った上で使用ができます。
- ・申込パターンは下記 2 種類あり、申込期間・企画決定方法が異なります。
- ・下記の第 1 次募集で申込を行った場合、企画実施の約 4 か月前に広場管理運営者による審査を実施し、実施企画を決定します。(先着順ではありません)

申込パターン	申込期間	企画決定方法
①第一次募集	実施日が 1~15 日 →4 か月前の 1 日まで 実施日が 16~末日 →4 か月前の 16 日まで	締切後、広場管理運営者による選考の上決定
②第二次募集 ※第一次募集で申し込みが無かった場合のみ	実施日の 4 か月前~ 3 か月前まで	先着順

[申込フロー] ※申込フローについては問い合わせ頂いた後にご説明します。

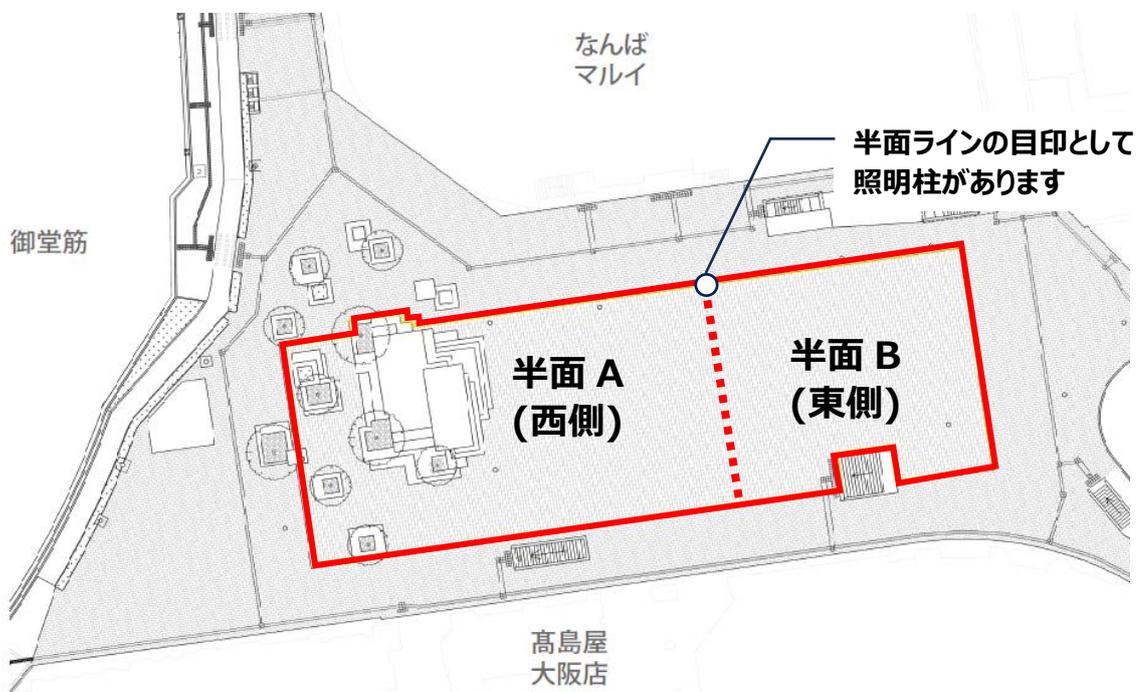


4. 維持管理協力金について

(1)維持管理協力金

- ・維持管理協力金の区分は、下表の通りです。
- ・設営・撤去日は、企画実施日の維持管理協力金の半額お支払いいただきます。
- ・区分・日数に応じて、広場管理運営者へ使用前にお支払いいただきます。
- ・全面使用、半面使用は1日に満たない利用であっても1日の使用をしたものとします。

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日(税別)	設営・撤去日(税別)
① 広場中央区域	全面	平日	1日につき	80万円	40万円
		休日		120万円	80万円
	半面	平日	1日につき	70万円	35万円
		休日		84万円	42万円



※維持管理協力金は広場の地域環境保全活動（清掃、違法駐輪対策 等）等に使用し、広場やなんばエリアに還元していきます。

(2)維持管理協力金の支払い方法

- ・関係機関の事前協議を反映した最終の申請書を提出頂いた後、広場管理運営者から納付書を発行しますので、維持管理協力金の納付をお願いします。
- ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会は、適格請求書の発行ができません。ご了承ください。

5. その他

- ・本書(なんば広場使用ルール【概要版】)に記載していないルール(車両搬出入ルール、禁止行為、レイアウトの注意点など)がございます。
- ・詳細ルールについては、問い合わせいただいた後、お知らせいたしますので、全てのルールを理解した上で広場を使用してください。

参考：広場使用申請書

※広場使用についてお問い合わせ頂いた後、広場使用申請書の word データをお渡します。

なんば広場使用申請書

下記の内容で広場の使用を申請します。

申請日： 年 月 日

■提出資料 ※全て提出してください

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> なんば広場使用申請書(本紙) | <input type="checkbox"/> 会場平面レイアウト図(設置物・位置が分かるもの) |
| <input type="checkbox"/> 進行スケジュール・プログラム | <input type="checkbox"/> 設営・撤去スケジュール(車両搬出入計画含む) |
| <input type="checkbox"/> 運営計画 (スタッフ体制・警備計画含む) | <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書 |

1. 申請者

①申請者氏名(ふりがな)	
②団体・事業所名	団体・事業者名： 代表者名 ： 法人番号 ：(法人の場合のみ)
③住所	
④電話番号	
⑤E-mail	

2. 連絡先

①当日常駐責任者 連絡先	会社名： 氏名 ： 携帯番号： ※当日必ず連絡がつく番号を記載してください。
②企画時間外の連絡先	会社名： 氏名 ： 携帯番号： ※当日必ず連絡がつく番号を記載してください。

暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書

西暦 年 月 日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

私(当法人・登団体)は、なんば広場の使用申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 私(当法人・当団体)は次のいずれにも該当しません。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者、又は、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者
- (3)役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5)自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6)暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7)その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2. 広場管理運営者の求めに応じて当法人・当団体の役員等の名簿を提出すること及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。